

1. 目的

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

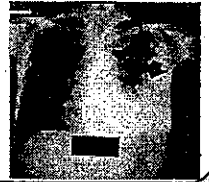
2. 救済給付の支給制度

(1) 救済給付の対象となる指定疾病

- ① 中皮腫
- ② 気管支又は肺の悪性新生物

(参考)

- ① 肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜、精巣鞘膜にできる悪性の腫瘍。(写真)
- ② 気管支あるいは肺胞を覆う上皮に発生する悪性の腫瘍(肺がん)。



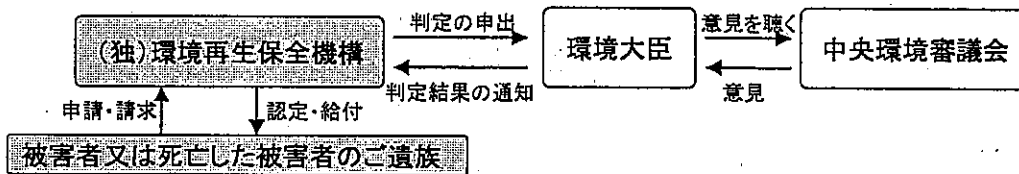
(2) 救済給付の内容

石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定を受けた者(被認定者)、本法の施行前にこの指定疾病に起因して死亡した者又は申請をしないでこの指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者の遺族に対し、以下の支給を行う。(なお、労災補償等の対象になる者は除かれる。)

被認定者に係る給付	医療費 療養手当 葬祭料	(自己負担分) 103,870円/月 199,000円
施行前に死亡した者、 未申請で死亡した者 の遺族に係る給付	特別遺族弔慰金 特別葬祭料	2,800,000円 199,000円
その他	救済給付調整金	

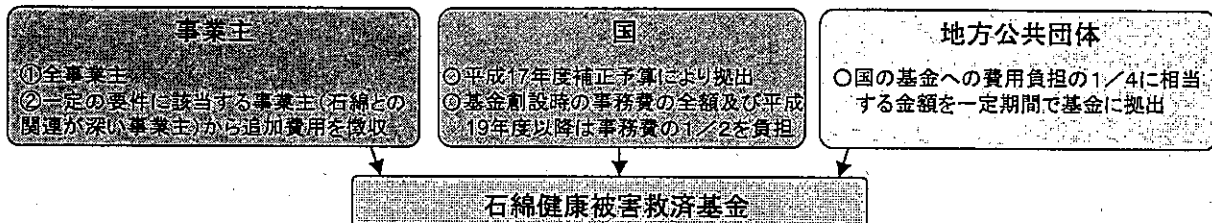
(3) 認定の仕組み

- ・石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定(認定の効力は療養開始日に遡って発生)は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、(独)環境再生保全機構が実施する。
- ・機構は、認定等を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申出、環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知する。



(4) 救済給付の費用

- ・救済給付の費用に充てるため、機構に「石綿健康被害救済基金」を設置。
- ・政府・地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の費用に充てるための資金を交付・拠出。
- ・救済給付の費用に充てるため、労災保険適用事業主等から、毎年度、「一般拠出金」を徴収。
- ・石綿の使用量、指定疾病の発生状況等を勘案して政令で定める一定の要件に該当する事業主から、毎年度、「特別拠出金」を徴収。



3. 特別遺族給付金の支給制度

上記のほか、労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する特別遺族給付金(厚労省所管分)がある。

(参考) 施行状況(平成21年9月29日現在)

- ・医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況(累計): 5468件
- ・うち、中皮腫4831件、肺がん637件

指定疾病（中皮腫、肺がん）以外の疾患の取扱いに関する指摘等

1. 石綿による健康被害の救済に関する法律案及び石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

（平成18年2月3日 参議院環境委員会）

「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

（中略）

六、指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。また、指定疾病の認定に当たっては、認定基準を明確にするとともに、認定を迅速に行うこと。」

2. 石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する附帯決議（抄）

（平成18年1月31日 衆議院環境委員会）

「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。

3. 中央環境審議会答申（抄）（平成18年3月2日）

「・・・その他の疾病^{*}については、様々な原因で発症するものであり、客観的な職業ばく露歴がなければ他の原因によるものと区別して診断することが難しいこと、職業性疾病として知られてきたものであり、一般環境経由による発症例の報告はこれまでにないことなどから、今後、さらに知見を収集し、その取扱いについて検討していくことが適当である。」

※ここでは、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚をいう。

4. 石綿による健康被害の救済に関する法律 附則

「第六条

政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」

「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会」開催要綱

1 開催目的

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）において、同法の施行後5年以内に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととされている。

この一環として、石綿による健康影響に係る医学的事項について、専門的見地から検討を行うため、本検討会を開催する。

2 主な検討事項

- (1) 指定疾病について
- (2) 非腫瘍性石綿関連疾患について
- (3) その他関連する医学的事項について

3 構成

- (1) 本検討会は、環境省総合環境政策局環境保健部長が招集するメンバーで構成する。
- (2) メンバーの互選により座長を置き、座長は本検討会を総括するものとする。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、メンバー以外の者を参加させることができるものとする。

4 その他

- (1) 検討会は公開を原則とする。（ただし、公開することにより公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合及び個別症例を取り扱う場合は非公開とする。）
- (2) 検討会運営に関する庶務は、環境保健部企画課石綿健康被害対策室において行う。

附則 本要綱は、平成21年4月27日から施行する。

<メンバー>

- 審良 正則 独立行政法人国立病院機構
近畿中央胸部疾患センター放射線科部長
- 石川 雄一 財団法人癌研究会癌研究所病理部長
- 井内 康輝 広島大学大学院医歯薬学総合研究科教授
- 岸本 卓巳 独立行政法人労働者健康福祉機構
岡山労災病院副院長
- 神山 宣彦 東洋大学経済学部教授
- 酒井 文和 埼玉医科大学国際医療センター放射線科教授
- 坂谷 光則 独立行政法人国立病院機構
近畿中央胸部疾患センター院長
- 三浦 溥太郎 社団法人地域医療振興協会
横須賀市立うわまち病院副院長
- 森永 謙二 前独立行政法人労働安全衛生総合研究所
特任部長

(○：座長)

(参考条文)

○石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

(定義等)

第二条 この法律において「指定疾病」とは、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物その他石綿を吸入することにより発生する疾病であつて政令で定めるものをいう。

2 (略)

3 環境大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(判定の申出)

第十条 機構は、認定、第五条第一項の規定による決定、第六条第二項（第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による有効期間の設定、第七条第二項及び第八条第二項の規定による認定の更新並びに前条の規定による認定の取消しを行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による判定の申出があつたときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものとする。

附 則

(見直し)

第六条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

○環境基本法（平成五年法律第九十一号）

(中央環境審議会)

第四十一条 環境省に、中央環境審議会を置く。

2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。

二 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

三 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）、（略）、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 中央環境審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

4 (略)

○中央環境審議会議事運営規則（平成13年中央環境審議会）

（小委員会）

第8条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。
- 4 小委員会の決議は、部会の定めるところにより、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。
- 5 （略）